

平成 24 年 8 月 29 日

受益者の皆様へ

岡三アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託「チャイナ・ロード（愛称 西遊記）」 投資信託約款の変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引立てを賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております追加型証券投資信託「チャイナ・ロード（愛称 西遊記）」（以下、「ファンド」といいます。）につきまして、投資信託約款の変更を予定しておりますのでお知らせいたします。下記の内容についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧いただきますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

I. 投資信託約款の変更の内容

《約款変更のうち内容が重大なもの》

1. 中国A株を主要投資対象とする「中国A株マザーファンド」を新たに設定し、ファンドの投資対象に追加します。当該変更に伴い、運用の基本方針、運用の指図範囲等所要の変更を行います。
2. 信託期間を平成 26 年 1 月 28 日までから無期限に変更します。

《その他の約款変更》

3. 主要投資対象としている「中国株マザーファンド」の運用について、HSBC 投信株式会社との投資助言契約を解除することに伴い、投資信託約款から当該投資助言を受ける旨の記載を削除します。

※後述の〈変更の主な内容〉をご参照ください。

II. 投資信託約款の変更の理由

1. 「中国A株マザーファンド」を通じて、中国A株へ直接投資を行うことができるようになり、中長期にわたって信託財産の成長にメリットがもたらされるものと判断したためです。
2. 信託期間を延長することにより受益者の皆様にファンドの長期にわたる投資機会の提供と信託財産の成長を享受していただくためです。
3. 中国株マザーファンドの投資助言契約解除後の投資判断に係る情報は、弊社にて十分収集できる運用体制を構築しており、これまでと変わらぬ運用を行うことが可能と判断したためです。

Ⅲ. 投資信託約款の変更の手続き

1. スケジュール

電子公告日	平成 24 年 8 月 29 日 (水)
異議申立期間	平成 24 年 8 月 29 日 (水) から平成 24 年 10 月 1 日 (月) まで
約款変更確定	平成 24 年 10 月 3 日 (水)
買取請求期間	平成 24 年 10 月 4 日 (木) から平成 24 年 10 月 23 日 (火) まで
信託約款変更適用日	平成 24 年 10 月 24 日 (水) (予定)

注 1：投資信託約款の変更の電子公告は、弊社ホームページ (<http://www.okasan-am.jp>) に掲載いたします。

注 2：異議のお申立てをすることができる受益者は、電子公告日現在の受益者様となります。

注 3：異議のお申立て手続きの結果、投資信託約款の変更を行うこととなった場合には、異議をお申立てされた受益者様は、買取請求期間中に、受託会社に対し、自己に帰属する受益権をファンドの信託財産をもって買取を請求することができます。買取請求の詳細は、「Ⅳ 買取請求について」をご参照ください。

2. 異議のお申立ての方法

電子公告日現在 (平成 24 年 8 月 29 日 (水)) のファンドの受益者様は、投資信託約款の変更について異議 (約款変更に対する反対の旨) を申し述べるすることができます。ご異議のある受益者様は、同封のはがきの裏面に以下の必要事項をご記入いただき、異議申立期間 (平成 24 年 8 月 29 日 (水) から平成 24 年 10 月 1 日 (月) まで) 中に弊社までご返送いただきますようお願い申し上げます (平成 24 年 10 月 1 日 (月) 弊社到着分までを有効とさせていただきます)。

なお、当該投資信託約款の変更にご異議がない場合は、特に必要なお手続きはございません。

必要事項 (必ずご記入ください。)

- | |
|---|
| ①氏名、捺印 |
| ②住所、電話番号 |
| ③ファンド名「チャイナ・ロード」 |
| ④保有されている受益権口数 (平成 24 年 8 月 29 日 (水) 現在) |
| ⑤取扱販売会社名、取扱店名、口座番号 |
| ⑥投資信託約款の変更に対する旨
(投資信託約款の変更に対する場合は、「反対」に○をお付けください。) |

注 1：必要事項に不備等がある場合には、異議のお申立ての受付ができなくなる場合があります。なお、投資信託約款の変更に対する旨の「反対」に○がない場合は、投資信託約款の変更にご賛同いただいたものとみなしますのでご了承ください。

注 2：異議をお申立てされた受益者様に帰属する受益権の合計口数の確認のため、取扱販売会社に対して口数等の確認を行います。なお、その際、ご本人様であることを確認させていただくために書類等をご提出いただくことがあります。

個人情報保護ラベルのご使用について

受益者様の個人情報を保護するために、はがき専用の「個人情報保護ラベル」を同封させていただきます。異議をお申立てされる受益者様は、同封のはがきの裏面に必要事項をご記入いただき、その上に「個人情報保護ラベル」を貼付のうえ、ご返送ください。

3. 約款変更の正式決定

[約款変更することが決定した場合]

異議をお申立てされた受益者様の受益権の合計口数が、電子公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、予定通り平成24年10月24日（水）に約款変更を実施します。

[約款変更しないことが決定した場合]

異議をお申立てされた受益者様の受益権の合計口数が、電子公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えた場合は、約款変更を行いません。この場合、約款変更を行わない旨を、異議申立期間終了後、弊社ホームページ (<http://www.okasan-am.jp>) に公告し、また販売会社を通じて書面にて報告いたします。

IV. 買取請求について

投資信託約款の変更が行われることとなった場合には、投資信託約款の変更に関する異議をお申立てされた受益者様は、以下の手続きにより、受託会社（三井住友信託銀行株式会社、以下同じ）に対し、自己に帰属する受益権をファンドの信託財産をもって買取することを請求することができます。

当該買取請求につきましては、異議をお申立てされた受益者様の任意であり、必ず行わなければならないものではありません。また、通常の一部解約請求等によるご換金の受付けも行います。

1. 買取請求の手続き

- ① 異議をお申立てされた受益者様に対し、弊社から「買取請求のご案内」を送付いたします。
- ② 「買取請求のご案内」の買取請求必要書類に必要事項をご記入いただき、買取請求期間（平成24年10月4日（木）から平成24年10月23日（火）まで）中に、取扱販売会社の取扱店にご提出ください。（買取請求必要書類は、取扱販売会社から、弊社を経由して受託会社に送付されます。）
- ③ 受託会社は、買取請求必要書類を受理した後、ファンドの信託財産をもって受益者様に帰属する受益権の買取を行います。
- ④ 買取代金は、受益者様が指定された銀行口座へ受託会社より振込まれます（振込手数料（840円）と買取計算書の郵送料（380円）が買取代金より差引かれます。）。
- ⑤ 受託会社から買取計算書を送付いたします。

2. 買取請求された受益権の買取価額

買取価額は、ファンドの受益権が有すべき公正な価額となります。公正な価額とは、受託会社が買取請求必要書類を受理した日（受益者様が、取扱販売会社の取扱店に買取請求必要書類を提出された日ではありません。）の翌営業日に算出されるファンドの解約価額をいいます。

3. 買取請求についての留意事項

- ① 買取請求は、ファンドの投資信託約款の変更に関する異議をお申立てされた受益者様が、法令諸規則ならびにファンドの投資信託約款に基づいて受託会社である三井住友信託銀行株式会社に対して行うものであり、取扱販売会社に対して行うものではありません。通常の換金にかかる取扱販売会社に対して行う買取請求とは異なり、買取代金のお支払いまでに日数を要する場合があります。
- ② 買取請求を行った受益権につきましては、取扱販売会社での通常の一部解約請求等によるご換金はできなくなります。
- ③ 買取代金には、非課税扱いの受益者様を除き、譲渡益または個別元本超過額に対して課税され

ます。また、ご指定口座への振込手数料をご負担いただきます。

- ④買取請求必要書類に不備等がある場合には、受付ができなくなることや、事務処理に時間を要する場合があります。

V. その他

投資信託約款の変更の手続き期間中におきましても、また、投資信託約款の変更について異議をお申立てされたか否かに関わらず、通常の一部解約請求等によるご換金の受付けを行います。

【個人情報の取扱いに関して】

異議のお申立てに際して委託会社、販売会社および受託会社へいただいた個人情報は、投資信託約款の変更に関して、異議をお申立された受益者様に帰属する受益権口数の管理、異議をお申立された受益者様による買取請求の手続きのみを利用目的とし、他の目的には使用いたしません。

■本件に関するお問い合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

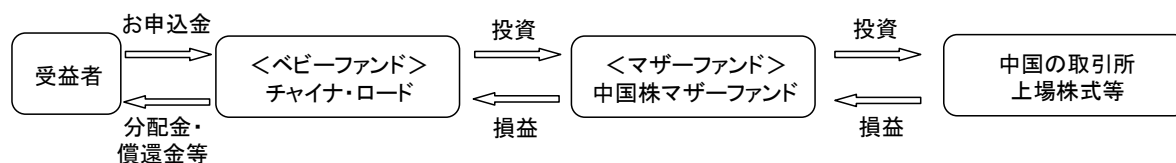
(受付時間：平成24年8月29日(水)から平成24年10月23日(火)までの委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで)

以上

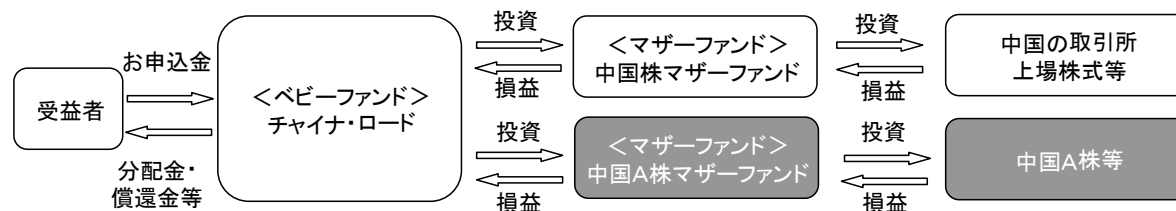
<変更の主な内容>

1. ファンドの仕組み

[約款変更前]



[約款変更後]



2. 新しく投資対象となる中国A株マザーファンドの概要（案）

基本方針	この投資信託は、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資対象	主に中国国内の金融商品取引所（上海証券取引所および深セン証券取引所）に上場する中国A株を投資対象とします。
運用方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 主に中国国内の金融商品取引所（上海証券取引所および深セン証券取引所）に上場する中国A株を投資対象とし、信託財産の成長を目指します。 2. 投資にあたっては、中国A株市場上場株式の中から、利益成長やバリュエーションから見て、中長期的に株価の上昇が見込まれる銘柄を選定し、ポートフォリオを構築します。 3. 原則として、中国A株の組入れは高位とします。 4. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 5. 資金動向、市況動向等によっては、現金もしくは中国A株以外の証券に投資することがあります。
主な投資制限	<ol style="list-style-type: none"> 1. 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。 2. 投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 3. 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

3. 約款変更（予定）に伴うファンドの目的・特色の主な内容

<ファンドの目的>

中国株マザーファンドおよび中国A株マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の各受益証券への投資を通じて、中華人民共和国（以下、「中国」といいます。）の取引所上場の株式に投資し、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

<ファンドの特色>

- 中国の取引所上場の株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。
- 中華経済圏の発展で恩恵を受けられる中国・香港籍の企業の株式を中心に投資します。銘柄については、主として中国国内で事業展開している企業の中から、中長期的に株価の上昇が期待できる企業を中心に選定します。
- 香港レッドチップ、香港H株、その他香港株式、上海B株、深センB株、上海A株および深センA株を投資対象とします。A株への投資は、中国A株マザーファンドを通じて行います。なお、A株の値動きに連動する債券を組入れることがあります。また、中国籍企業が中国・香港以外の株式市場に上場している株式等（DR^{*}、カントリーファンドを含みます。）に投資を行うことがあります。
※DRとは、自国以外で株式発行会社の株式を流通させるために、その発行会社の株式を銀行などに預託し、その代替として自国以外で発行される証券をいいます。

<投資対象とする中国の取引所上場の株式>

- 香港H株
香港H株は、香港証券取引所に上場されている銘柄のうち、資本及び事業の主体が中国本土にあり法人登記が中国で行われた企業の総称です。取引通貨は、香港ドルです。
- 香港レッドチップ
香港レッドチップは、香港証券取引所に上場されている銘柄のうち、中国資本（国有企業や省、地方政府など）の傘下にあり、法人登記が香港またはバミューダ、ケイマン諸島などで行われた企業のことです。取引通貨は、香港ドルです。
- 上海B株・深センB株
海外投資家向け専用設立された上海B株市場・深センB株市場に上場されている株式です。2001年に国内投資家にも開放されました。上海B株の取引通貨は米ドル、深センB株の取引通貨は香港ドルです。
- 上海A株・深センA株
中国国内の投資家向け専用の上海A株市場・深センA株市場に上場されている株式です。海外投資家に対しては、QFII制度（適格国外機関投資家制度）を導入し、対外開放が進められています。取引通貨は、人民元です。
- 原則として、実質的に株式を高位に組入れる方針ですが、市況環境等によっては組入比率が高位にならない場合があります。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

4. 中国A株投資にかかるリスク

①回金遅延リスク

中国A株への投資については、Q F I I（適格国外機関投資家）制度上の中国国外への送金規制や、円と人民元との交換が停止となる場合等があります。そのため、有価証券の売却代金等の送金遅延に伴い、換金代金のお支払いが遅延する場合があります。

また、換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた換金のお申込みを取消すことがあります。

※回金とは、中国からの送金を指します。

②税制リスク

Q F I Iに対する課税上の取扱いについては、中国の税法等に従います。将来、所得税等の課税が行われることとなった場合には、ファンドが実質的に負担する可能性があります。また、Q F I Iに対する中国国内の課税の取扱いについては、今後変更される可能性があります。

（Q F I Iについては、5. 中国A株投資にかかる留意点をご参考ください。）

※上記は、中国A株投資にかかる主なリスクであり、すべてのリスクを網羅したものではありません。

5. 中国A株投資にかかる留意点

中国A株への外国人による投資については、Q F I I（適格国外機関投資家）制度に基づいて、一定の適格要件を満たし、中国の国内証券市場に投資することについて、中国証券監督管理委員会（C S R C）の認定を受けたQ F I Iが、中国国家外貨管理局（S A F E）から認められた投資限度額の範囲内においてのみ投資が可能となっています。

新たに投資対象となる「中国A株マザーファンド」は、岡三アセットマネジメント株式会社がQ F I Iとして認可された投資枠の範囲内で中国A株に投資を行います。

6. 投資信託約款新旧対照表

チャイナ・ロード

新	旧
運用の基本方針 2. 運用方法 （1）投資対象 <u>中国株マザーファンドおよび中国A株マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。</u> （2）投資態度 ① <u>中国株マザーファンドおよび中国A株マザーファンド</u> （以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。 （略） （信託期間） 第4条 この信託の期間は、 <u>信託契約締結日から第41条第1項、第42条第1項、第43条第1項、第45条第2項の規定による信託終了</u>	運用の基本方針 2. 運用方法 （1）投資対象 中国株マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。 （2）投資態度 ① 中国株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。 （略） （信託期間） 第4条 この信託の期間は、 <u>平成16年1月29日から平成26年1月28日まで</u> とします。 （略）

<p>の目までとします。 (略)</p> <p>(運用の指図範囲) 第 16 条 委託者は、信託金を、主として岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された中国株マザーファンドおよび中国A株マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。 (略)</p> <p>(信託の計算期間) 第 31 条 この信託の計算期間は、毎年、1月29日から7月28日まで7月29日から翌年1月28日までとします。 ② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、<u>第4条に定める信託期間の終了日</u>とします。 (略)</p> <p>第 48 条 (削除) (略)</p>	<p>(運用の指図範囲) 第 16 条 委託者は、信託金を、主として岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された中国株マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。 (略)</p> <p>(信託の計算期間) 第 31 条 この信託の計算期間は、毎年、1月29日から7月28日まで7月29日から翌年1月28日までとします。 ② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、<u>平成26年1月28日</u>とします。 (略)</p> <p>(信託期間の延長) <u>第 48 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。</u> (略)</p>
---	--

中国株マザーファンド

新	旧
<p>運用の基本方針 2. 運用方法 (2) 投資態度 (略) (削除)</p> <p>⑤ 外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。</p>	<p>運用の基本方針 2. 運用方法 (2) 投資態度 (略) ⑤ 運用にあたっては、HSBC投信株式会社の投資助言を受けます。 ⑥ 外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。</p>

以上